

令和 6 年 1 1 月 5 日

令和 7 年度 重点的に取り組む研究項目について

環境保健研究センター

1．策定の趣旨

令和 3 年度以降の当センターの基本的機能や長期的な業務のあり方等について具体化・明確化を図るため、令和 3 年 3 月、「長崎県環境保健研究センター運営方針」（第 4 期）を策定したところである。

運営方針では「環境の保全」、「生命・健康の維持」、「食の安全・安心の確保」を基本目標に掲げ、複雑多様化した社会情勢の中、運営効率化の観点から時代に即した研究テーマを適切に選択し重点化することとしている。

当センターは、気候変動や海洋プラスチックごみ問題の深刻化など刻々と変化する環境問題への対応を始め、常に迅速かつ適切な対応が求められる食中毒や感染症並びに新たな健康危機への対応など、県民生活に密接に関わる機能が求められており、地域の科学的・技術的中核機関としての使命を果たすとともに本県の行政課題の解決に資するため、令和 7 年度に重点的に取り組む研究項目を明らかにする。なお、令和 7 年度の研究を進めるにあたっては、次期長崎県総合計画および各種個別計画の策定状況を踏まえて取り組むとともに、今後の研究の立案につなげることとする。

2．重点化にあたっての視点

（１）環境の保全

近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象（集中豪雨、猛暑日増加など）が発生し、自然災害の頻発化・激甚化が生じており、気候変動への対応が求められている。気候変動は生物の生息環境にも影響することから、生物多様性の保全と持続可能な取り組みについても調査研究が必要である。

また、本県は、東アジアの地域に近接した日本の西端に位置し、海岸線が全国第 2 位の長さとなる海洋県であり、海洋プラスチックごみの影響を受けやすいこと、また閉鎖性水域を有していること等の地域特性を踏まえ、県民の生活環境の保全に繋

がる研究を推進する。

気候変動への適応

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（令和元～7年度）」に基づき、省エネルギーなどの緩和策に加え、気候変動の影響による被害の防止・軽減策（適応策）を盛り込み、農林水産業、自然災害、健康等の各分野で施策・事業に取り組んでいる。また、令和3年10月、センター内に「長崎県気候変動適応センター」を設置し、国の気候変動適応センター（国立環境研究所）や長崎地方気象台等と連携して、気候変動適応に関連する情報の収集・整理等を行っており、これまでの調査研究で得た県内の地域特性に応じた気候変動の現況を県民に広く情報提供していく。また、福祉保健部と協力し、熱中症対策の強化に繋がるよう引き続き取り組んでいく。

大村湾及び諫早湾干拓調整池の環境保全

大村湾及び諫早湾干拓調整池は、ともに全水域が県内にあり、県にとって重要な財産である。

大村湾はこれまでの取り組みにより、水質改善の傾向ではあるが、依然として貧酸素水塊の拡大や赤潮の発生がみられるほか、湾奥部では水質環境基準を超過した状態である。県は「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画（平成31～令和7年度）」に基づき、「みらいにつなぐ大村湾事業」等の各種施策に取り組んでおり、実施効果（生態系サービス）を検証するため、総合的に評価することが必要である。また、諫早湾干拓調整池については、県は「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画（平成31～令和7年度）」に基づき水質改善に取り組んでいるが、環境基準が達成できていない厳しい状況である。調整池の水質には植物プランクトンの増殖など内部生産が大きく影響することから、当センターとしても、栄養塩類の流入負荷などに関する調査研究が必要である。

特定外来生物に関する調査研究

外来生物法が改正され、県は、希少な昆虫類などの被害の実情に応じ、定着した特定外来生物による被害防止措置を講じることとなった。このため、状況把握が必要な地域や侵入状況が不明な地域等において調査研究が必要である。

廃棄物の排出抑制

近年、プラスチックごみの環境中への流出が深刻化しており、特に海洋県である本県は、海洋プラスチックごみの影響を受けやすい。海洋プラスチックごみ問題の一つであるマイクロプラスチックは、生態系への影響が懸念されていることから、県内の実態把握を引き続き行うとともに、プラスチックごみの排出抑制対策へ活かすことのできる調査研究を行う。

(2) 生命・健康の維持

県民の安全・安心な生活のためには生命と健康を脅かす新興・再興感染症の発生予防・蔓延防止が極めて重要であり、「長崎県福祉保健総合計画(令和3～7年度)」に基づき、感染症対策の充実・強化を図るとともに、「長崎県感染症予防計画(令和6年3月策定)」及び当センターで令和6年3月に策定した「長崎県環境保健研究センター健康危機対処計画(感染症)」により、次の感染症危機に備えて平時より検査能力、情報収集・発信及び研修機能の強化を進めている。また、「第8次長崎県医療計画(令和6～11年度)」に基づき、円滑な感染症対策のため関係機関との連携を図っているところである。

これらを円滑に遂行するためには、先進的かつ高度な技術、知識の習得に努め、長崎大学や地方衛生研究所全国協議会等のネットワークを活用した感染症対策の推進に資する調査研究が求められている。また、全国的に上位にある結核などの再興感染症や腸管出血性大腸菌感染症及びダニ媒介感染症等既存の感染症に対しては、これらの感染源や感染経路等の調査研究を行う。

(3) 食の安全・安心の確保

「第2次長崎県食品の安全・安心推進計画(令和3～7年度)」に基づき、県民の豊かな暮らしの実現に向けて、安全かつ安心な食品の生産と供給を確保するために、流通品の試験検査体制を強化するとともに、食中毒などの危機管理体制の整備及び食品安全管理の調査研究に取り組んでいる。

県内では、多様な農水産物とその加工食品が生産され、安全・安心を基本とした高品質化が進み、食の多様化やグローバル化に伴い食文化が発展してきているが、化学物質などによる新たな問題も生じている。これらへ迅速かつ効果的に対応することは、健康被害や経済的損失を防ぐとともに、新たな付加価値をもたらす県産品の

信頼性や流通拡大に大きく貢献できる。このため、当センターの食品衛生の技術力を基に、新しい手法を積極的に取り入れ、食品安全確保に必要な科学的知見を収集するとともに、分野や研究機関を横断する知見や技術の融合による調査研究を進める。

3．重点的に取り組む研究

以上、本県を取り巻く気候変動や次の感染症危機への対策強化等が求められる中で、令和7年度に重点的に取り組む研究項目を定めたので、以下に示す。

< 重点的に取り組む研究項目 >

1 . 環境の保全

○気候変動適応に関する調査研究

- 熱中症搬送者数の地域別将来予測（新規）

○閉鎖性水域等の環境保全に関する調査研究

- 大村湾における生態系サービスの総合評価に資する研究（新規）
- 調整池流域負荷削減対策の効果検証に係る調査研究（継続）

○特定外来生物に関する調査研究

- 生物多様性情報見える化事業に資する研究
- 希少な昆虫類保全のためのアメリカザリガニ分布に関する研究 - （新規）

○廃棄物に関する調査研究

- 県内のマイクロプラスチックの実態と排出抑制対策に資する研究（継続）

2 . 生命・健康の維持

○感染源及び病原性の解明等に関する調査研究

- 本県の SFTS 患者発生予防に向けた感染源・感染経路の究明に関する研究(継続)

3 . 食の安全・安心の確保

○食品の品質評価法に関する調査研究

- フードミクスによる県産品の品質評価技術の確立（継続）
- 長崎シン水産魅力土産の創出プロジェクト研究（新規）
- 食品中における PFAS 汚染の実態調査（継続）

重点的に取り組む研究項目（令和7年度）

目的

県民の生活環境の保全及び生命の安全の確保

基本目標

環境の保全

生命・健康の維持

食の安全・安心の確保

長崎県を取り巻く環境

【長崎県を取り巻く環境】

気候変動適応の問題

新興・再興感染症への対応

食の安全問題

越境汚染の問題

閉鎖性水域の水質悪化

医薬品の安全問題

【1．環境の保全】

安全・安心で快適な環境づくりに関する調査研究

- ・地球温暖化緩和に関する調査研究
- ・気候変動適応に関する調査研究
- ・大気汚染物質に関する調査研究
- ・放射能業務に関連する調査研究
- ・廃棄物に関する調査研究

豊かな環境づくりに関する調査研究

- ・閉鎖性水域の環境保全に関する調査研究
- ・生物を利用した水及び環境改善に関する調査研究

【2．生命・健康の維持】

感染症の究明・拡大防止に関する調査研究

- ・感染源及び病原性の解明等に関する調査研究
- ・高感度迅速診断法及び予防に関する調査研究

【3．食の安全・安心の確保】

食品及び医薬品等の安全性と信頼性の確保に関する調査研究

- ・迅速分析法に関する調査研究
- ・原因究明に関する調査研究
- ・品質評価法に関する調査研究

網掛け部分が重点項目

行政課題の解決や施策立案への提案

調査研究

取り組み